

綱 領

二、われ等は相愛互助の精神に滑ひ、智識の啓蒙、技術の進歩、徳性の涵養を圖り、自己の向上と完成を期す。

一、われ等は製鐵産業の重要性に鑑み、全従業員の自主的組織と訓練に依り、製鐵産業の平和と發展に協すると共に労働條件の維持改善並びに共同福利の増進を期す。

一、われ等は國情に即し、健全なる労働組合主義に依つて産業に協力し、合理的なる社會進化を促進して健全なる新社會の建設を期す。

規 約 (草案)

第一章 總 則

第一條 本組合は日本製鐵従業員組合と稱し本部を八幡市に置き支部を各所に置く。

第二條 本組合は宣言、綱領、主張、決議の貫徹を目的とす。

第三條 本組合は前條の目的を達成する爲左の部門を置く。
組織部、調査部、情報部、宣傳部、外交部、辯論部、教育部、機關紙部、出版部、事業部、共済部、婦人部、青年部、爭議部、國際部、連絡部。

第二章 組 織

第四條 本組合は、日本製鐵株式會社の従業員を以て組織す。

第五條 本組合は二百名以上の組合員を有する處に支部を置く。

第三章 機 關

第六條 本組合に左の機關を置く。
大會、中央委員會、執行委員會、會計審査委員會、理事會、役員總會、正副支部長會議、相談役會。

第七條 大會は組合の最高決議機關にして、大會代議員及本部役員を以て構成し毎年一回組合長之を召集す。

但し中央委員會が必要と認めたる時及組合員總數の三分の二以上の要求ありたる時は臨時大會を召集するものとす。

大會の代議員の選出比率は毎月會費完納組合員數に應じて、中央委員會之を定む。

第八條 中央委員會は大會より大會に至る迄の常設決議機關にして中央委員及執行委員を以て構成し組合長之を召集す。

第九條 執行委員會は本組合の執行機關にして、大會及中央委員會及役員總會、理事會、正副支部長會議に對し責任を負ふものとす。

第十條 會計審査委員會は本組合の金銭出納並に財産管理に關する一切を監査し、豫算、決算を査定するものとす。

第十一條 理事會は毎月一回以上審査委員長之を召集す。

第十二條 役員總會は臨時擴大決議機關にして、理事以上を以て構成し主事、組合長之を召集す。

第十三條 正副支部長會議は、各支部の融和擴充機關にして組合長適宜之を召集す。

第十四條 相談役會は本組合の諮問機關にして、相談役を以て構成し組合長之を召集す。

第十五條 本組合各機關の會議は、出席者の過半数の賛同を以て決定す。

第十六條 但し可否同數なる時は議長之を決定す。

第四章 役 員

第十七條 委員會に左の役員を置く。
組合長(一名)、副組合長(一名)、主事(一名)、會計部長(一名)、會計主任(一名)、會計審査委員長(一名)、執行委員、中央委員、相談役、正副支部長、理事、評議員、會計審査委員(若干名)

第十八條 組合長は本組合を統轄し組合一切の責に任す。
副組合長は組合長を輔佐し組合長事故ある時は之に代行す。
主事は組合長の指示を受け會務を處理す。
會計主任は本組合の金銭出納並に財産管理に關する一切を處理しその責に任す。
會計審査委員長は本組合の金銭出納並に財産管理を監査し會計審査委員會の責に任す。
會計審査委員は本組合の常設會計審査機關に參與し豫算決算を査定するものとす。
中央委員は本組合の常設決議機關に參與し會務の決議に當るものとす。
部門部長は本組合各種機關と協力し部員を統轄して所屬專門事項を處理するものとす。
執行委員は主事を輔佐し組合員一般の意志を代表し會務を執行す。
支部長は支部を統轄し支部の發展を圖る。
理事は中堅として本組合の發展強化の任に當る。
評議員は理事を助け組合員の連絡に任す。
相談役は組合長の諮問に應ず。
顧問は本組合の一切の會議に参加して意見を開陳するを得。
本組合の役員は左の如く選任す。

第十九條 組合長、副組合長、主事、會計長、會計主任、會計審査委員長は大會に於て之を選任す。
部門部長は執行委員より互選す。
執行委員は中央委員より互選す。
會計審査委員は各支部會計より選任す。

第二十條 中央委員正副支部長理事評議員は各支部より選任す、但しその選出比率は組合費完納組合員數に應じ執行委員會に於て之を定む。
正副支部長は各支部に於て選任す。

第二十一條 顧問相談役は中央委員會に於て推薦す。
本組合の役員は任期は大會より次期大會迄とす、但し再選を妨げず。

第二十二條 役員に缺員の生じたるときは中央委員會の決議を以て補充することを得。
但し補缺役員は任期は選任の日より次期大會迄とす。

第二十三條 役員に缺員の生じたるときは執行委員會の決議を以て補充することを得。
但し補缺役員は任期は選任の日より次期大會迄とす。

第二十四條 本會に入會せむとするものは所定の用式に従つて申込書を提出すべきものとす。
本組合員は左の義務を有す。

第二十五條 本會に入會せむとするものは所定の用式に従つて申込書を提出すべきものとす。

第二十六條 本會に入會せむとするものは所定の用式に従つて申込書を提出すべきものとす。

第二十七條 本會に入會せむとするものは所定の用式に従つて申込書を提出すべきものとす。

第二十八條 本會に入會せむとするものは所定の用式に従つて申込書を提出すべきものとす。

第二十九條 本會に入會せむとするものは所定の用式に従つて申込書を提出すべきものとす。

第五章 入會脱會並に會員の權利義務